

第2次盛岡市地域づくり協働推進計画(ダイジェスト版)

令和8年度～令和12年度

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨

(1) これまでの計画策定の経緯

本市では、市民等と市が共通の認識のもとでまちづくりを進めることを目的とし、平成26年3月に「盛岡市市民協働推進指針(以下「指針」という)」を策定しました。この指針に基づき市民協働を具体的に推進するため、平成27年に「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」、平成28年に「第2次盛岡市地域協働推進計画」を策定。令和3年には、これらの組織に共通する課題の効果的な解決を図るため、両計画を一本化する形で「盛岡市地域づくり協働推進計画」(以下「前計画」という)を策定し、様々な主体の協働による地域のまちづくり(以下「地域づくり」という)に向けた一体的な取組を行うことにより、市民協働の推進を図ってきました。

(2) 計画の必要性

全国的に人口減少が進行する中で、本市においても少子高齢化が進み、地域コミュニティの担い手不足が顕著になっています。また、人間関係に対する意識や居住関係の変化によって人と人とのつながりが希薄になりつつあり、精神的・物理的な孤立を引き起こし、将来への希望が失われ、健康を損なうといった深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした中で、地域で人々が支え合い、いきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを進めるためには、市民、NP O、民間事業者、行政などのまちづくりの主体が、協働と連携の中で支え合う視点が重要です。

第2章 本市の地域の現状と課題

1 地域を取り巻く現状

(1) 町内会・自治会活動の状況

町内会・自治会は本市における市民協働の中核となる地域の組織であり、地域の相互の親睦と福祉の向上を図り、自分たちが暮らす地域を快適で住みよくするための様々な活動を行っています。住環境の整備や防災・防犯等、個人の方で対応することが難しい問題にも迅速かつ細やかに対応することが期待されるなど、市民の共助の根幹を担う地域になくしてはならない組織です。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進行し価値観が多様化する社会においては、活動の担い手の減少を主な要因として今までと同様の環境や活動を維持・継続することは難しくなっています。町内会・自治会が持続的に活動を行っていくためには、住民のニーズや社会の変化に合わせて活動を見直すなど、柔軟に対応していくこととともに、これからの活動を担う人材を見つけ出し育成していくための方策を市民、地域コミュニティ、行政などが一緒に考えていく必要があります。

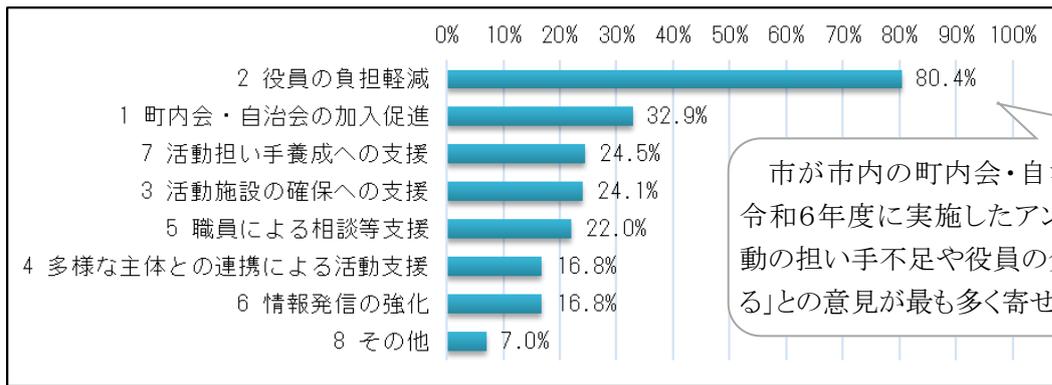
■ 盛岡市の町内会加入率

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
町内会数(団体)	382	382	382	381	381	382	383	<u>382</u>
町内会加入率(%)	87.7	87.9	87.5	87.2	86.7	86.6	86.2	<u>85.8</u>

盛岡市の町内会加入率は微減傾向にあり、令和6年度は85.8%となっています。

■ 令和6年度町内会・自治会アンケート調査(有効回収数:286)

問6 市として今後どの取組を積極的に行うべきと考えますか。



市が市内の町内会・自治会を対象に、令和6年度に実施したアンケートでは「活動の担い手不足や役員の負担が悩みである」との意見が最も多く寄せられています。

■ 町内会・自治会の主な活動

町内会・自治会では、それぞれの地域の特性に応じた多様な課題への解決や改善に向け、様々な活動を行っています。



(2) 地域協働を取り巻く状況

本市における「地域協働」は、地域を構成する町内会・自治会、PTA、老人クラブ、NPO、企業などの多様な主体が、地域の課題や将来像について共通認識を持ち、その解決や実現のため、それぞれの得意分野や特性に応じて連携・役割分担し、一体となって計画的、効果的な地域づくりを進めることが、「求められる地域協働の姿」であると考えます。

本市の地域づくり組織は、この「地域協働」を具体的に進めるための組織として平成 23 年度より市内で組織化され、それぞれの主体が対等な立場で参加し、地域が一体となった主体的な地域づくりを進めています。

本市では、地域づくり組織の活動を支援するほか、その取組を多くの地域に広げるため、市内に 30 あるコミュニティ推進地区における地域協働の取組を推進してきました。その結果、12 地区で地域づくり計画が策定され、地域の特色を生かした様々な事業が行われました。

市の認定を受けた地域づくり組織以外にも、地域においてはコミュニティ推進地区組織や地区福祉推進会、地域包括支援センターなど、様々な団体が多様な主体と協働して地域づくりの活動を行っています。

多くの人や団体が活動に関わることで、課題の解決力が高まるとともに、地域活動が活性化していくものと考えられます。

■ コミュニティ推進地区一覧

※ ○は地域づくり計画書を策定した地区

番号	地区	※	番号	地区	※
1	仁王		16	大慈寺	
2	桜城		17	米内	
3	上田		18	仙北	
4	緑が丘		19	本宮	○
5	松園	○	20	太田	
6	青山	○	21	つなぎ	○
7	みたけ		22	中野	
8	北厨川		23	築川	
9	西厨川		24	見前	
10	土淵		25	飯岡	
11	東厨川	○	26	乙部	○
12	城南	○	27	巻堀姫神	○
13	加賀野		28	好摩	○
14	山岸	○	29	渋民	○
15	杜陵		30	玉山藪川	○

第3章 前計画の成果と課題

1 前計画における取組状況

前計画(令和3年度～令和7年度)では、「制度の充実と取組の強化」「拠点機能等の充実」「職員の意識改革と能力開発」「市民意識の醸成」の4項目を基本方針として掲げ、27の取組を進めました。取組状況は次のとおりです。

基本方針	取組状況
基本方針① 制度の充実と 取組の強化	不動産協会等との協定締結や転入者に対する加入促進の強化により、町内会加入率を維持させることができました。協働推進奨励金や自治公民館整備事業補助等の見直しにより、町内会等の経済的負担及び事務的負担の軽減につながりました。地域づくり事業補助やコミュニティ活動費補助の実施により、地域の特色を生かした事業が展開され、町内会等の単位では対応が難しい地域課題の改善や町内の緊密化が図られました。
基本方針② 拠点機能等の 充実	地域の公民館(市内6館。令和7年度から3館)に市民協働推進センターを設置し、町内会・自治会等の事業運営に関する相談支援、市補助金等に係る申請手続の取次ぎ等を行うことで、地域活動における利便の向上に寄与しました。地区活動センターの複合化・長寿命化工事に当たっては、地域との合意形成を図り、地域要望に沿った内容で工事を実施し、環境整備を行いました。
基本方針③ 職員の意識改 革と能力開発	市民協働に関する研修の実施や、地域活動への参加の働きかけ等により、職員の地域活動への関心や意欲の向上を図りました。退職予定者説明会の場で、退職した職員に期待される役割等について直接説明を行うことにより、地域活動への参加意欲の向上を図りました。
基本方針④ 市民意識の醸 成	「地域活動担い手養成講座」や「コミュニティリーダー研修会」を開催し、地域の課題解決方法や多様な世代が参加する仕組みづくりについて考える機会を提供するとともに、参加者同士の情報交換、交流の場を創出しました。広報もりおかや情報誌「つながる“わ”」を通じて、地域活動の取組事例を紹介し、市民に対し地域活動への理解を促進しました。

2 次の計画における課題

令和5～6年度に実施した町内会・自治会との意見交換会やアンケート調査により、指摘された課題は次のとおりです。この調査結果を踏まえ、次期計画においては、特に「持続可能な組織づくりに向けた取組」と「活動担い手の育成の取組」について重点的に取り組む必要があります。

分類テーマ	意見、要望
活動担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員のなり手がいない。後継者が見つからない。 ● 町内会・自治会活動の重要性の説明や啓発活動を通じ、市民の意識向上を図ってほしい。 ● 若い世代、働く世代(市職員ほか公務員、OB含め)が参加してほしい。 ● マンション・アパート住民が町内会・自治会に加入し、活動に参加してほしい。
役員の負担感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 市から届く文書が多すぎる。重要な書類や提出期限のある書類をわかりやすくしてほしい。 ● 会議出席の依頼が多く、出席者の調整が大変。 ● 町内会に委嘱される委員の人数に苦労している。
活動資金の確保 (運営の改善)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種補助金の申請手続きを簡素化してほしい。 ● 地域活動の拠点を確保するための支援をしてほしい。
情報・技術の取得	<ul style="list-style-type: none"> ● 他町内会・自治会の優良事例があれば教えてほしい。 ● スマホ教室の開催など、ITの活用に関する支援をしてほしい。 ● 行政関係の文書や手続きをデジタル化してほしい。



重点課題	取組内容
持続可能な組織づくりに向けた取組	町内会・自治会に協力を依頼している業務の見直しや手続書類の簡略化・統合による負担の軽減、組織運営に有益な各種講座の開催等
活動担い手の育成の取組	町内会・自治会の必要性や活動内容の周知、働く若い世代が参加しやすい環境づくり等

第4章 基本方針及び施策の体系

1 計画における基本理念

本計画の基本理念は、指針における基本理念を踏襲します。

盛岡が盛岡らしく在り続けるために、

さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する“市民協働”を推進します。

2 各主体の役割

本計画の主な対象は、指針で定める「町内会・自治会」「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり」組織です。本計画の基本理念を達成するため、これらの組織を含め、それぞれの主体の役割を次のとおりと考えます。

主体	主な役割
市民	一人ひとりが地域の一員として、地域住民との相互の協力関係により、安全・安心な地域を作るための活動に積極的に参加し、主体的に取り組むことを期待します。
市	町内会・自治会やコミュニティ推進地区組織、地域づくり組織等の運営に関する支援や、先進事例の情報収集と提供、市民協働に関する提案を積極的に行います。
町内会・自治会	広く住民の参加を促進するため、日頃から活動内容の見直しに取り組み、地域づくり活動への参加のきっかけづくりや地域課題に対し主体的に取り組むことを期待します。
盛岡市町内会連合会、 玉山地域自治会連絡協議会	町内会・自治会が抱える課題や地域の将来像を共有し、市民生活の向上・福祉の推進や明るく住みよい地域づくりのための事業を行うとともに、市と協働のパートナーとして、相互に連携・協力しながら、町内会・自治会の支援に取り組むことを期待します。
コミュニティ推進地区組織、 地区福祉推進会等	個々の町内会・自治会などでは対応が難しい地域課題や活動について、広域的な協力のもとに取り組み、地域住民の心が通い合うまちづくりを推進することを期待します。
地域づくり組織	地域の課題解決力を強化し、住民による地域づくり活動の継続的な実施を図るとともに、地域の魅力向上を推進し住みよい地域の実現を図ることを期待します。

3 課題の取組の方向性

本計画では、重点的な課題として「持続可能な組織づくり」「活動担い手の育成」の2項目に分類し、続く課題として「活動の継続・活性化支援」「活動施設の充実」「活動情報の共有」の3項目に分類します。それぞれの課題に取り組むことで、町内会・自治会活動の充実・活性化を図り、多様な主体による地域協働を推進する取組を実施していくこととします。

課題	重点項目		活動の継続・活性化支援	活動施設の充実	市民意識の啓発
	持続可能な組織づくり	活動担い手の育成			
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員の負担軽減 ● 団体・事業運営の支援 ● 市民協働推進センターの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会・自治会の加入促進 ● 職員による活動支援、意識啓発 ● 多様な主体への働きかけ ● 情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体・事業運営の支援 ● 多様な主体との連携支援 ● 情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動施設の確保への支援 ● 市民協働推進センターの強化 ● 拠点施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体への働きかけ ● 情報発信の充実

4 計画の基本方針

本計画の基本方針は、指針における基本方針を踏襲します。

基本方針① 制度の充実と取組の強化

基本方針② 拠点機能等の充実

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

基本方針④ 市民意識の醸成

5 取組一覧

基本方針及び取組の方向性に基づき、次のとおり 25 の取組を進めます。なお、次の★のついた取組については、重点取組に位置付けます。(★重点取組)

基本方針	取組の方向性	具体の取組	掲載ページ
基本方針① 制度の充実と取組の強化	町内会・自治会の加入促進	1 不動産協会等との協定に基づく加入促進の取組	P6
		2 転入者に対する加入促進の強化	
	役員の負担軽減	3 町内会・自治会基礎講座の開催	
		4 会議の開催調整	
		5 会長あて文書等の削減	
		6 各種手引きの充実と周知	
		7 町内会・自治会等に依頼する業務の縮減 ★	
	団体・事業運営の支援	8 協働推進奨励金の簡素化・明確化	
		9 地域づくり事業補助の実施	
		10 コミュニティ活動費補助の実施	
		11 専門知識を有するNPO法人等の派遣 ★	
	多様な主体との連携支援	12 コミュニティリーダー研修会の実施	
		13 多様な主体による協働事業の拡大 ★	
	基本方針② 拠点機能等の充実	活動施設の確保への支援	
15 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知			
16 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知			
市民協働推進センターの強化		17 市民協働推進センターの機能向上	
拠点施設の維持管理		18 公共施設のアセットマネジメント	
基本方針③ 職員の意識改革と能力開発	職員による活動支援、意識啓発	19 地域担当職員制度の実施及び専任職員の配置	P8
		20 職員向け研修の実施と地域活動参加の働きかけ	
		21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼	
		22 職員の地域活動への参加を広げる環境づくり ★	
基本方針④ 市民意識の醸成	多様な主体への働きかけ	23 企業等の地域貢献活動の支援 ★	P8
	情報発信の充実	24 多様な広報媒体を用いた情報発信	
		25 町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトの創設 ★	

1 個別の取組内容

基本方針① 制度の充実と取組の強化

(1) 町内会・自治会の加入促進

1. 不動産協会等との協定に基づく加入促進の取組	「盛岡市における町内会等への加入促進に関する協定」に基づき、アパート・マンション等の賃貸借契約時における「町内会・自治会の加入案内チラシ」の配布や町内会・自治会に関する相談の市への取次ぎなどの取組について引き続き実施し、効果的な町内会・自治会への加入促進に取り組みます。
2. 転入者に対する加入促進の強化	町内会・自治会加入率を向上させるため、新築家屋や集合住宅向けの「町内会・自治会の加入案内チラシ」を作成し、引き続き転入者に配布します。 また、盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会と連携し、転入者が加入しやすい体制整備等に取り組みます。

(2) 役員の負担軽減

3. 町内会・自治会基礎講座の開催	初めて役員になった方でも町内会・自治会の事務を行えるよう、町内会・自治会の事務担当者を対象に、市と町内会・自治会に関連する事務手続等の手順を説明する「基礎講座」の開催を継続するとともに、多くの人が参加できるよう講座の開催方法等について検討します。
4. 会議の開催調整	市が主催する会議について、開催日時等の庁内における情報共有の仕組みについて積極的な利用につながるよう周知を図ります。 また、効果的な情報共有方法について引き続き検討し、会議の集約化など出席者の負担軽減に取り組みます。
5. 会長あて文書等の削減	町内会・自治会長あて文書及び回覧担当者あて文書自体の削減を図るとともに、補助等に係る定例文書については、送付時期や提出期限について明確にお知らせします。また、文書配布方法についても、電子メールや市ホームページなどの積極的な活用に取り組みます。
6. 各種手引きの充実と周知	本市が作成する町内会・自治会向けの各種手引きについて、日々の活動や、役員変更の際に円滑な事務引継ぎに資するよう、更新を行うとともに町内会・自治会等のニーズの把握に努め、情報の充実を図ります。
7. 町内会・自治会等に依頼する業務の縮減	市が町内会・自治会等に協力を依頼している業務の状況等について、毎年度調査を行い、関係課等と依頼業務の縮減に向け、継続的に協議・調整を行います。

(3) 団体・事業運営の支援

8. 協働推進奨励金の簡素化・明確化	町内会・自治会の活動財源の安定に寄与するため、協働推進奨励金の積算基準の見直しを実施します。
9. 地域づくり事業補助の実施	地域づくり組織が地域づくり計画の作成及び地域づくり事業を行う場合に要する経費に対し、市が交付する「地域づくり事業補助金」の内容・申請方法等を見直すとともに、地域づくり計画書の簡素化を図り、計画策定済の12地区から、実施地区の拡大を図ります。

10. コミュニティ活動費補助の実施	コミュニティ推進地区組織がコミュニティ活動を行う場合に要する経費に対し、市が交付する「コミュニティ活動費補助金」について、より申請しやすい制度となるよう、他補助金の関係課と連携し、申請書類や添付書類及び申請方法の見直しを進め、地区の負担軽減を進めます。
11. 専門知識を有するNPO法人等の派遣	持続可能な組織づくり、活動の活性化など、重要な課題の解決に取り組もうとする町内会・自治会等に対し、専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、複数回にわたりワークショップの開催や助言等を行う伴走支援を実施します。
12. コミュニティリーダー研修会の実施	町内会・自治会等の地域活動に参画している人を対象に、地域の課題解決に向けた知識や技術を学ぶ場として「コミュニティリーダー研修会」を継続して開催します。当日は参加者同士の情報交換会を開催するほか、地域活動の事例発表も行います。

(4) 多様な主体との連携支援

13. 多様な主体による協働事業の拡大	市内で活動するNPO、地縁団体や企業等の交流会を開催し、新たな活動や課題解決のアイデアを創出する機会を設けます。 また、新たに創設予定の「町内会・自治会及び市民活動ポータルサイト(仮称)」において、市民活動の情報を発信できる場を整備し、多様な主体との協働を支援します。
14. 公募型協働推進事業の実施	市民活動団体等からの企画提案による市民活動団体等と市が協働する先駆的かつ公益的な事業に対し、経費を助成する制度を継続して実施します。

基本方針② 拠点機能等の充実

(1) 活動施設の確保への支援

15. 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知	空き家等を借り上げて自治公民館として活用する場合、賃借料の一部を補助する制度を継続して実施し、町内会・自治会からの相談に対応して制度の活用を促進するとともに、周知を図ります。また、他自治体の制度等について情報収集を行い、制度の見直し等の検討を実施します。
16. 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知	自治公民館の新築、増改築及び修繕などで必要となる経費の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、他自治体の制度や町内会・自治会等のニーズについて情報収集を行いながら、必要に応じて補助制度の見直しについて検討を行います。

(2) 市民協働推進センターの強化

17. 市民協働推進センターの機能向上	市内の3公民館(中央、上田、西部)に市民協働推進センターを設置し、市民協働推進課に市民協働推進員を配置することで、センターと市民協働推進課で相互に情報共有・連携しながら機能の充実を図ります。 市民協働推進員が町内会・自治会等からの相談に円滑かつ有効に対応できるよう、各センターの職員向けの研修を行うとともに、センター同士の情報交換会を実施し、相談機能の強化を図ります。
---------------------	---

(3) 拠点施設の維持管理

18. 公共施設のアセットマネジメント	「第2次盛岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、継続して拠点施設となる公共施設の維持管理に努めます。
---------------------	--

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

(1) 職員による活動支援、意識啓発

19. 地域担当職員制度の実施及び専任職員の配置	<p>地域担当職員制度の更なる浸透と活用の促進を図るため、制度のわかりやすい周知とともに、活動事例の紹介などの情報発信を行います。特に、地域課題アドバイザーの活用促進を図ります。</p> <p>また、市民協働推進課職員を各地区担当の「専任職員」として配置し、地域担当職員の活動支援や地域との連絡調整、地域づくり事業の支援等を行います。</p>
20. 職員向け研修の実施と地域活動参加の働きかけ	<p>職員の市民協働に関する知識と地域活動への参加意欲の向上のため、定期的に研修を実施するとともに、資料を全庁に共有し、職場ミーティング等での活用促進を図ります。</p> <p>また、職員向けの地域活動実態調査(アンケート)等、職員に対する発信の機会を捉えて地域活動への参加の働きかけを行います。</p>
21. 退職予定者への地域活動参加の協力依頼	<p>退職予定者に対し、退職後も地域の一員として町内会・自治会等の地域活動に参加を促すとともに、既に退職した職員の活動事例等を紹介するなど、地域活動に対する具体的なイメージが持てるよう働きかけます。</p>
22. 職員の地域活動への参加を広げる環境づくり	<p>市職員の地域活動への参加を促進するため、職場研修用資料の全庁での活用促進を図るとともに、職員相互の理解促進により、地域活動に充てる時間を確保しやすい職場環境づくりに努めます。</p> <p>また、町内会・自治会やNPOが実施する地域活動の情報を全庁に提供するなど、職員全員が、地域活動の情報に頻繁に触れることができる環境づくりを行います。</p>

基本方針④ 市民意識の醸成

(1) 多様な主体への働きかけ

23. 企業等の地域貢献活動の支援	<p>地域貢献や教育CSRに取り組む市内の企業の活動を支援するため、地域貢献企業等の登録制度を開始し、市公式ホームページにて取組を広く周知します。また、地域貢献活動の開始を検討している企業に対し、希望する地域の情報を提供します。</p> <p>併せて、働く世代の地域活動への参加を促進するため、企業や公的団体(県、警察、消防等)に対し、地域活動の参加の呼びかけや啓発チラシの配布を行います。</p>
-------------------	---

(2) 情報発信の充実

24. 多様な広報媒体を用いた情報発信	<p>町内会の必要性や市民の地域活動への参加促進を図るため「広報もりおか」への記事掲載等を進め、定期的に地域の活動事例を発信します。</p> <p>また、元気なコミュニティ特選団体に認定された団体等の活動紹介のため、公民館や市役所本庁舎を巡回する地域活動ポスター展示会を開催し、団体の情報発信や活動事例紹介の機会を創出します。</p>
25. 町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトの創設	<p>盛岡市ホームページに新たに町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトを開設し、市からのお知らせや地域活動事例の発信、希望する団体の情報発信支援を行います。</p>

2 成果指標

計画期間中に達成を目指す指標として「成果指標」を設定し、令和6年度までの数値で達成度を検証します。また、成果指標につながる取組の成果を示す指標として「参考指標」を設定します。

基本方針① 制度の充実と取組の強化

(1) 成果指標

項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市から町内会等へ依頼している業務の廃止又は見直し(縮小)した件数	0件	18件
地域づくり事業の実施地区	12地区	15地区
コミュニティリーダー研修会への参加人数	331人	350人

(2) 参考指標

項目	現状値 (R6)	目指す方向	把握方法
町内会加入率	85.8%	→	庁内調査
元気なコミュニティ特選団体(※)に登録された町内会・自治会の数	22件	↑	庁内調査

※ 元気なコミュニティ特選団体とは「人口減少・少子高齢化に向き合い、地域力の強化に取り組む県内のモデルとなるコミュニティ組織」として、岩手県が選定した組織です。対象となる団体は、町内会・自治会等の地縁団体のほか、特定の活動目的のために設立されたボランティア団体、NPO法人、地域づくり組織等です。

基本方針② 拠点機能等の充実

(1) 成果指標

項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市民協働推進センターの利用回数	164回	180回

(2) 参考指標

項目	現状値 (R6)	目指す方向	把握方法
市民協働推進員への研修及び情報交換の回数	2回	↑	庁内調査

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

(1) 成果指標

項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域担当職員(地域窓口サポーター及び専任職員)の要望の取次ぎ件数	60件	80件

(2) 参考指標

項目	現状値 (R6)	目指す方向	把握方法
職員向け研修の実施回数	1回	↑	庁内調査

基本方針④ 市民意識の醸成

(1) 成果指標

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
「町内会などの地域活動を支援する取組が行われていると感じる」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）	44.8%	50%
「盛岡市が多様な主体が協働する持続可能なまちになっていると感じる」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）	21.1%	25%

※「盛岡市総合計画」(令和7年度～令和16年度)の策定に伴い、市まちづくり評価アンケートの項目を令和7年度から変更したことから、令和7年度を現状値としています。

(2) 参考指標

項目	現状値 (R6)	目指す方向	把握方法
企業、公共的団体への地域活動参加の呼びかけ	0回	↑	庁内調査
紙媒体や研修会等を通じた地域活動事例の情報発信回数(広報もりおかへの掲載、研修会の事例発表等)	10回	↑	庁内調査
インターネットを用いた地域活動事例の情報発信回数(市ホームページへの掲載、YouTubeへの動画掲載等)	7回	↑	庁内調査

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等をはじめ、地域活動に関わりを持つ団体など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画に定める事業について、次に掲げる方法により進行管理を行います。

- 市民協働推進連絡会議における進行管理
- 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理



3 計画と持続可能な開発目標(SDGs)とのつながり

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、主に「目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及び「目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化」の取組につながります。

盛岡市 市民部 市民協働推進課
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
電話 019-626-7535 (直通)
FAX 019-622-6211 (代表)
メール kyodo@city.morioka.iwate.jp

計画の詳細・概要については、盛岡市公式ホームページでご覧いただけます。
(広報ID: 1034534)

